平成３０年（フ）第６３号
山梨県笛吹市石和町市部478番地
債務者　戸部多佳志
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
山梨県北杜市長坂町長坂上条3143番地　高松団地10－６
債務者　加嶋みつ江
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
山梨県都留市下谷２丁目１番29号
債務者　原田まさ子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2905番地11
債務者　小松　裕司
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
長野県松本市大字里山辺1688番地12　メゾン．プラトウ201
債務者　今井かおり
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２５号
長野県松本市大字里山辺3945番地４
債務者　中村　朝貴
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４３号
長野県安曇野市豊科2334番地５
債務者　松原　麻美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第５１号
岐阜県（以下省略）、旧住民票上の住所長野県中野市大字一本木461番地３
債務者　櫻木　裕子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７２号
岐阜県各務原市川島松原町327番地６
債務者　山口　則子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第８４号
岐阜市岩崎1154番地３　ドゥナーレ長良Ⅱ405号室、住民票上の住所岐阜市北一色８丁目４番21号
債務者　纐纈　清子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９１号
岐阜市宇佐４丁目３番３－911号　（ハイツ宇佐　３号棟）
債務者　梶田　　有
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
静岡県富士市中丸255番地の１　佐野アパート404号
債務者　勝又　勝利
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９号
三重県名張市富貴ケ丘６番町157番地
債務者　田村るみ子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目７番20号　103、従前の住所兵庫県宝塚市売布３丁目12番21－201号
債務者　桑原　敬子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
兵庫県伊丹市高台５丁目８番地　グリーンハイツ201号
債務者　大塚　克典
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
兵庫県川西市見野３丁目３番８号
債務者　南川　孝志
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市西今宿６丁目５番16号
債務者　神田　従允
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部